

人事委員会 年報

令和3年度

堺市人事委員会

目 次

第 1	委員会	1
1	委員	1
2	令和 3 年度の開催状況	1
3	委員会の審議内容	1
第 2	事務局	11
1	組織	11
2	事務分掌	11
3	予算	12
第 3	職員の任用	13
1	採用	13
2	昇任	18
第 4	職員の給与等に関する報告及び勧告	19
第 5	条例の制定、改廃に対する意見	22
第 6	公平審査等	23
1	勤務条件に関する措置の要求の状況	23
2	不利益処分に関する審査請求の状況	23
3	苦情処理	24
第 7	職員団体の登録	25
第 8	労働基準監督機関としての職権行使等	26
1	労働基準法の号別区分	26
2	職権行使状況	27
第 9	人事委員会規則の制定、改廃	28

第1 委員会

1 委員

職名	氏名	任期	備考
委員長	酒井 貴子	令和3年1月6日から 令和7年1月5日まで	大学教授 再任 (当初就任 H25. 1. 6)
委員 (委員長職務代理者)	島田 睦史	令和2年1月6日から 令和6年1月5日まで	弁護士 R2. 1. 6 就任
委員	角谷 景司	令和4年1月6日から 令和8年1月5日まで	会社顧問 (当初就任 R2. 7. 1)

2 令和3年度の開催状況

開催年月	定例会	臨時会	計
令和3年 4月	1	0	1
5月	2	0	2
6月	2	0	2
7月	2	0	2
8月	3	0	3
9月	3	0	3
10月	3	0	3
11月	3	0	3
12月	1	0	1
令和4年 1月	2	0	2
2月	3	0	3
3月	4	0	4
合計	29	0	29

3 委員会の審議内容

令和3年度における本委員会の議事は、次のとおりである。

	開催年月日	議 題 等
第1回 定例会	R3. 4. 14	議 案 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度）の実施内容の変更 について 3 令和3年度堺市職員採用試験に係る年間計画の変更について 4 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度）の実施について 5 令和3年度堺市職員採用選考（就職氷河期世代を対象とした 事務・技術）の実施について 6 令和3年度堺市職員採用選考（資格免許職）の実施について

		<p>7 令和3年度堺市職員採用試験（消防吏員）の実施について</p> <p>8 令和3年度堺市職員採用選考（キャリア・リターン）の実施について</p> <p>9 令和3年度堺市職員職種変更試験の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>3 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第2回 定例会	R3.5.7	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度）第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【プレゼン型】））第一次試験合格者の決定について</p> <p>3 令和3年度堺市職員採用選考（資格免許職）第一次試験合格者の決定について</p> <p>4 令和3年度堺市職員採用試験（社会人）第一次試験合格者の決定について</p> <p>5 令和3年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について</p> <p>6 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づく採用の承認について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>3 令和3年職種別民間給与実態調査について</p> <p>4 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第3回 定例会	R3.5.26	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員昇任選考基準の一部改正について</p> <p>報 告</p>

		<p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>4 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第4回 定例会	R3.6.9	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験・選考の実施について（9月）</p> <p>2 令和3年度堺市職員職種変更試験の実施について（9月）</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>その他</p>
第5回 定例会	R3.6.16	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度）第二次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【プレゼン型】））次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>3 令和3年度堺市職員採用選考（資格免許職）第二次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>4 令和3年度堺市職員採用試験（社会人）第二次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則に基づく報告について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第6回	R3.7.1	議 案

定例会		<p>1 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度）第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用選考（就職氷河期世代を対象とした事務・技術）第一次試験合格者の決定について</p> <p>3 令和3年度堺市職員採用選考（資格免許職）第一次試験合格者の決定について</p> <p>4 令和3年度堺市職員採用試験（消防吏員）第一次試験体力試験対象者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>4 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>その他</p>
第7回定例会	R3.7.20	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（消防吏員）第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用選考（資格免許職）合格者（最終）の決定について</p> <p>3 令和3年度堺市職員採用選考（キャリア・リターン）合格者（最終）の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第8回定例会	R3.8.11	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度）第二次試験合格者の決定について</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用選考（就職氷河期世代を対象とした事務）第二次試験合格者の決定について</p>

		<p>3 令和3年度堺市職員採用選考（就職氷河期世代を対象とした技術）第二次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>4 令和3年度堺市職員採用選考（資格免許職）第二次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>3 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>
第9回 定例会	R3.8.18	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（消防吏員）第二次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第10回 定例会	R3.8.31	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（大学卒程度）第三次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用選考（就職氷河期世代を対象とした事務）第三次試験合格者（最終）の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>

第11回 定例会	R3.9.8	<p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第12回 定例会	R3.9.15	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>
第13回 定例会	R3.9.22	<p>議 案</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報 告</p> <p>1 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第14回 定例会	R3.10.1	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（消防吏員）第一次試験体力試験対象者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づく報告について</p> <p>その他</p>
第15回 定例会	R3.10.6	<p>議 決</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（9月）</p> <p>2 令和3年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について（9月）</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告</p>

		<p>について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第16回 定例会	R3.10.26	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（消防吏員）第一次試験合格者の決定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第17回 定例会	R3.11.2	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験・選考の実施について（1月）</p> <p>報 告</p> <p>1 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>
第18回 定例会	R3.11.17	<p>議 決</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（社会人事務）第二次試験合格者の決定について（9月）</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（9月）</p> <p>3 令和3年度堺市職員職種変更試験第二次試験（最終）の合否判定について（9月）</p> <p>4 令和3年度堺市職員採用試験・選考の実施内容の変更について（1月）</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>その他</p>

第19回 定例会	R3. 11. 24	<p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>議 案</p> <p>1 第1回口頭審理について 令和2年（審）第1号事案</p> <p>2 条例案に対する意見について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第20回 定例会	R3. 12. 7	<p>議 案</p> <p>1 令和3年度堺市職員採用試験（社会人事務）第三次試験合格者（最終）の決定について（9月）</p> <p>2 令和3年度堺市職員採用試験（消防吏員）第二次試験合格者（最終）の決定について（9月）</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号</p> <p>その他</p>
第21回 定例会	R4. 1. 6	<p>議 決</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</p> <p>3 堺市職員採用試験及び採用選考例題等公表基準の一部改正について</p> <p>4 令和4年度堺市職員採用選考（会計年度任用職員）の実施について</p> <p>報 告</p> <p>1 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>3 不利益処分についての不服申立てについて 平成27年（不）第2号事案</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号</p>

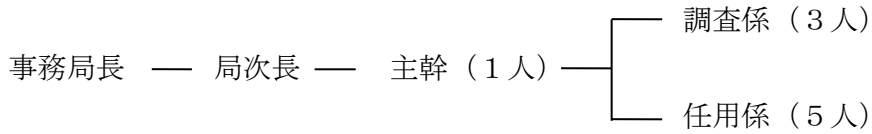
		その他
第22回 定例会	R4.1.26	報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について 2 不利益処分該当事象について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号 その他
第23回 定例会	R4.2.2	議 案 1 令和4年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について 2 令和4年度堺市職員採用試験の実施について（4月） 3 令和4年度堺市職員職種変更試験の実施について（4月） 4 堺市職員採用試験・選考実施基準の一部改正について 報 告 1 令和4年度人事委員会の予算（案）について その他
第24回 定例会	R4.2.9	議 案 1 令和3年度堺市職員採用試験・選考合格者（最終）の決定について（1月） 2 条例案に対する意見について その他
第25回 定例会	R4.2.16	議 案 1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期の更新の承認について 報 告 1 不利益処分該当事象について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和2年（審）第1号 その他
第26回 定例会	R4.3.4	議 案 1 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について 2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について その他

第 27 回 定例会	R4.3.11	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堺市職員の任用に関する規則第 15 条の規定に基づく採用選考の実施について 2 堺市職員の任用に関する規則第 16 条の 2 の規定に基づく昇任選考の実施について <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条の規定による採用選考の実施通知について 2 不利益処分該当事象について <p>その他</p>
第 28 回 定例会	R4.3.22	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分についての審査請求について 令和 2 年（審）第 1 号事案の判定について 2 堺市職員の任用に関する規則第 15 条の規定に基づく採用選考の実施について 3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 7 条第 3 項の規定に基づく任期の更新の承認について 4 堺市学校事務職員等の係長級昇任選考基準の一部改正について <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条の規定による採用選考の実施通知について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条の規定による昇任選考の実施結果について <p>その他</p>
第 29 回 定例会	R4.3.28	<p>議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画（案）について <p>報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堺市職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 2 職員からの苦情相談に関する規則第 6 条の規定に基づく苦情相談の報告について 3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条の規定による昇任選考の実施結果について 4 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条の規定による採用選考の実施通知について <p>その他</p>

第2 事務局

1 組織（令和3年4月1日現在）

事務局（11人）



2 事務分掌（令和3年4月1日現在）

〈調査係〉

- 1 人事委員会の会議に関する事。
- 2 人事に関する統計報告に関する事。
- 3 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関する事。
- 5 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関する事。
- 7 給与の支払の監理に関する事。
- 8 分限及び懲戒に関する事（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 9 勤務条件の措置要求に関する事。
- 10 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 11 職員の苦情の処理に関する事。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 13 職員の退職管理に係る任命権者からの報告等に関する事。
- 14 管理職員等の範囲に関する事。
- 15 職員団体の登録に関する事。
- 16 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 17 公印の管理に関する事。
- 18 事務局の人事、予算及び決算に関する事。
- 19 事務局の庶務に関する事。

〈任用係〉

- 1 人事記録の管理に関する事。
- 2 競争試験及び選考に関する事。
- 3 条件付採用及び臨時的任用に関する事。
- 4 研修及び勤務成績の評定についての調査研究に関する事。

3 予算

令和4年度予算

単位：千円

科目		予算額
人事委員会費		116,565
	報酬	6,931
	給料	42,198
	職員手当等	34,033
	旅費	1,310
	需用費	3,083
	役務費	4,972
	委託料	14,340
	使用料及び賃借料	7,172
	負担金補助及び交付金	2,526

第3 職員の任用

1 採用

(1) 試験及び選考の実施日程

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日	
大学 卒 程 度	事務【プレゼン型】	R3. 3. 15 ～29	R3. 4. 17 ～27	R3. 5. 7	R3. 5. 16、 R3. 6. 5～6	/	R3. 6. 16	
	土木（農学・造園を含む。）				R3. 5. 16、 R3. 5. 29 ～30		R3. 6. 16	
	建築							
	機械							
	電気							
	化学							
社会福祉		R3. 3. 15 ～29	R3. 4. 17 ～27	R3. 5. 7	R3. 5. 16、 R3. 5. 29 ～30	/	R3. 6. 16	
社会人	土木（農学・造園を含む。）						建築	
大学卒程度（事務）		R3. 5. 10 ～24	R3. 6. 20	/	R3. 7. 11、 R3. 7. 26～30	R3. 8. 21 ～22	R3. 8. 31	
心理					R3. 7. 1	R3. 7. 11、 R3. 7. 24～25	/	R3. 8. 11
保健師								
薬剤師								
保育教諭								
獣医師								
キャリア・リターン（事務職、技術職）		R3. 7. 11	R3. 7. 20					

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
大学卒程度	消防吏員A	R3. 5. 10 ～24	R3. 6. 20、 R3. 7. 10	R3. 7. 20	R3. 7. 27、 R3. 8. 9～11	/	R3. 8. 18
	消防吏員B						
	消防吏員C（航海・機関）						
	消防吏員D（航海・機関）						
就職氷河期世代対象	事務	R3. 5. 10 ～24	R3. 6. 20	R3. 7. 1	R3. 7. 11、 R3. 7. 24～25	R3. 8. 21 ～22	R3. 8. 31
	土木（農学・造園を含む。）					/	R3. 8. 11
	建築						
高校卒程度	事務	R3. 8. 9 ～23	R3. 9. 26	R3. 10. 6	R3. 10. 16、 R3. 10. 30～31	/	R3. 11. 17
	土木（農学・造園を含む。）						
	機械						
	電気						
司書							
学芸員〈考古学〉							
学芸員〈美術工芸〉							
精神保健福祉士							
保健師							
障害者を対象とした事務							
学校事務（一般・障害者）							
社会人	事務	R3. 7. 5 ～19	R3. 9. 26	R3. 10. 6	R3. 10. 16、 R3. 11. 6～7	R3. 11. 27 ～28	R3. 12. 7

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
	土木（農学・造園を含む。）	R3. 7. 5 ～19	R3. 9. 26	R3. 10. 6	R3. 10. 16、 R3. 11. 6～7	/	R3. 11. 17
	建築						
	設備						
	社会福祉						
	心理						
高校卒業程度	消防吏員A	R3. 8. 9 ～23	R3. 9. 26、 R3. 10. 9	R3. 10. 26	R3. 11. 2、 R3. 11. 16～18	/	R3. 12. 7
	消防吏員B（航海・機関）						
保育教諭（任期付職員）		R3. 12. 6 ～20	R4. 1. 16	/	R4. 1. 29～30	/	R4. 2. 9
事務（任期付短時間勤務職員）							

(2) 試験及び選考の実施結果

○令和3年4月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込者 数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
大学 卒 程 度	事務 【プレゼン型】	35名程度	571	525	122	105	43	12.2倍
	土木 (農学・造園を含む。)	15名程度	81	80	49	45	16	5.0倍
	建築	4名程度	30	27	17	15	4	6.8倍
	機械	若干名	16	16	7	6	1	16.0倍
	電気	若干名	19	14	6	4	1	14.0倍
	化学	若干名	38	33	10	9	1	33.0倍
社会福祉		20名程度	123	115	57	52	24	4.8倍
社 会 人	土木 (農学・造園を含む。)	3名程度	23	16	11	11	3	5.3倍
	建築	若干名	10	8	7	5	1	8.0倍

○令和3年6月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込者 数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
大学卒程度 (事務)		52名程度	351	224	178	149	46	4.9倍
心理		7名程度	24	16	13	12	6	2.7倍
保健師		3名程度	2	2	2	2	0	-
薬剤師		若干名	9	8	7	7	2	4.0倍
保育教諭		8名程度	99	95	35	29	10	9.5倍
獣医師		若干名	6	5	-	-	3	1.7倍
就 職 氷 河 期 世 代 対 象	事務	3名程度	156	124	31	28	3	41.3倍
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	2	1	1	1	0	-
	建築	若干名	1	1	0	-	-	-
キャリア・リターン (事務職)		若干名	2	2	-	-	0	-
キャリア・リターン (技術職)		若干名	-	-	-	-	-	-

大学卒程度	消防吏員A	10名程度	63	46	27	25	9	5.1倍
	消防吏員B	10名程度	85	63	28	28	12	5.3倍
	消防吏員C (航海・機関)	若干名	4	3	2	2	1	3.0倍
	消防吏員D (航海・機関)	若干名	4	3	3	3	0	-

※大学卒程度（事務）は第三次試験を実施（第二次試験合格者数：82名、第三次試験受験者数：65名）

※就職氷河期世代対象（事務）は第三次試験を実施（第二次試験合格者数：11名、第三次試験受験者数：11名）

※獣医師、キャリア・リターン（事務職）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載。キャリア・リターン（技術職）の申込はなかった。

○令和3年9月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込 者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
高校卒程度	事務	12名程度	73	63	51	47	17	3.7倍
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	6	6	6	6	4	1.5倍
	機械	若干名	-	-	-	-	-	-
	電気	若干名	3	3	3	2	2	1.5倍
	消防吏員A	9名程度	153	119	37	32	11	10.8倍
	消防吏員B (航海・機関)	若干名	3	1	1	1	0	-
司書		4名程度	105	84	27	23	3	28.0倍
学芸員〈考古学〉		若干名	25	18	11	8	2	9.0倍
学芸員〈美術工芸〉		若干名	41	26	13	12	1	26.0倍
精神保健福祉士		若干名	12	10	9	8	1	10.0倍
保健師		5名程度	52	25	21	18	9	2.8倍
障害者を対象とした事務		4名程度	76	63	36	31	3	21.0倍
社会人	事務	21名程度	462	319	107	94	35	9.1倍
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	17	14	10	9	6	2.3倍
	建築	3名程度	9	8	8	8	5	1.6倍
	設備	4名程度	22	21	15	14	2	10.5倍
	社会福祉	11名程度	78	56	47	47	19	2.9倍
	心理	3名程度	13	9	8	8	3	3.0倍
学校事務	一般	6名程度	239	161	30	26	6	26.9倍
	障害者	若干名	21	13	10	7	1	13.0倍

※社会人（事務）は第三次試験を実施（第二次試験合格者数：61名、第三次試験受験者数：58名）

※高校卒程度（機械）の申込はなかった。

○令和4年1月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
保育教諭 (任期付職員)	4名程度	11	9	-	-	4	2.3倍
事務 (任期付短時間勤務職員)	6名程度	32	23	-	-	11	2.1倍

※保育教諭（任期付職員）、事務（任期付短時間勤務職員）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載

○その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人数（人）
部長級	1
課長級	1
課長補佐級	1
係長級	1
計	4

2 昇任（任命権者に委任しているものを除く。）

(1) 選考の実施結果

職務の級	人数（人）
局長級	8
部長級	22
課長級	71
計	101

第4 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

令和3年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 令和3年10月4日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

令和3年4月現在の市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施。民間従業員については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち232事業所を母集団として、その中から人事院により無作為抽出された78事業所を対象に調査を実施。

(調査完了事業所60事業所、調査完了率76.9%)

② 比較の結果

ア 月例給（市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
388,416円	388,384円	32円 (0.01%)

(注1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は41.7歳、平均勤続年数は16.8年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.31月分	4.45月分	△0.14月

(3) 給与の改定

① 給料表

民間給与との較差が極めて小さく、適切な給料表の改定を行うことが困難であるため、給料表の改定を見送ることが適当。

② 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を引下げ。

(4.45月分 → 4.30月分。勤末手当に反映)

[実施時期] 令和3年12月

(4) その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、民間給与等に関する調査を行った。

(5) 職員の人事管理に関する報告

① 人材確保・人材育成

ア 公務員倫理の確保

職員一人ひとりにおいては、勤務時間の内外を問わず、より高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事が本市全体の信用に大きな影響を及ぼすことを常に意識して行動することが強く求められる。任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

イ 多様で有為な人材の確保

引き続き試験制度の見直しを図るとともに、昨年 Web 方式で実施した職員採用座談会や職員採用説明会動画の配信をはじめ、職員採用ガイドやホームページ、SNS 等の多様な広告媒体を活用し、本市で働く魅力ややりがいの効果的な発信に努めていく。

ウ 人材育成

ICT を活用したオンライン研修を含む実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身の自発的・主体的な受講を促進していただきたい。職員においては、これらの機会を有効活用し、自己研さんに意欲的に取り組まれたい。

エ 女性職員の登用

女性職員の登用推進のための環境整備を進め、管理職を中心とした職員の意識改革、時間外勤務の縮減や多様で柔軟な働き方の実現など、全ての職員が意欲と能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めることが望まれる。

オ 人事評価制度

人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行結果や国及び他の地方公共団体の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見直しを図られたい。また、職員の能力や意欲、士気を高め、組織活力の向上に結び付く、より納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

カ 高齢期における職員の雇用問題

定年引上げに伴う各種制度の導入に当たって、国家公務員との権衡を図りつつ、組織・人事管理、給与等の検討を十分に行い、改正法が施行される令和 5 年度に 60 歳となる職員に対する十分な情報提供や意思確認に要する期間を考慮し、関係規程の整備等に遅滞なく取り組まれたい。

② 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。加えて、職員一人ひとりの意識改革や所属長によるマネジメントの強化とともに、組織全体として業務の削減・合理化や要員配置の最適化に取り組むなどの対策を講ずることが必要である。昨年に引き続き本年も、新型コロナウイルス感染症対策に伴う時間外勤務の増加も懸念されるが、やむを得ず時間外勤務を命じざるを得ない場合であっても、その範囲は必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。

イ ハラスメントの防止

ハラスメントを当事者間の個人的問題に留めず、組織の問題として再認識し、職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員が健全で働きやすい職場環境を確保していただきたい。

ウ 仕事と生活の両立支援

時差出勤や試行実施されているテレワーク（在宅勤務）について、職員一人ひとりのライフステージ等に応じた働き方の支援として制度化を検討し、より良い職場環境の整備に努められたい。また、国の動向を注視し、育児休業の取得回数制限の緩和や、不妊治療のための休暇の新設等を検討されたい。

エ メンタルヘルス対策

ストレスチェックの実施により、早期に職員自身への気づきを促すとともに、集団分析結果を基に職場の実態を把握し、職員同士が相互に関心を払うことができる風通しの良い職場環境作りに取り組まれたい。

第5 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は、次のとおりである。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
令和3年 11月24日	堺市職員の給与に関する 条例等の一部を改正する 条例（ただし、一般職の 職員に関する部分）	令和3年4月の民間給与と の比較等に基づく人事委 員会勧告を踏まえ、一般職 の職員の期末手当につい て改正するもの。	上記条例案は、適当である と考えます。
令和4年 2月9日	① 堺市職員の育児休業等 に関する条例の一部を 改正する条例 ② 職員のサービスの宣誓に関 する条例の一部を改正 する条例（ただし、一 般職の職員に関する部 分）	① 国家公務員に係る「妊 娠・出産・育児等と仕 事の両立支援のため に講じる措置」を踏ま え、地方公務員法（昭 和25年法律第261号） 第24条第4項の規定に 基づき、本市における 非常勤職員に係る育 児休業等の取得要件 等について国家公務 員との権衡を図った 措置を講じることと し、所要の改正等を行 うもの。 ② 人事委員会の委員及 び職員のサービスに係 る宣誓について、宣誓 書への署名及び押印 の取扱いを見直すこと とし、所要の改正等 を行うもの。	上記条例案は、適当である と考えます。

第6 公平審査等

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものである。令和3年度の、措置の要求の状況は次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認 (一部)	請求容認 (全部)	計 (b)		
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 不利益処分に関する審査請求の状況（平成27年度以前からの繰越し分は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものである。令和3年度の状況は、次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申し立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)	
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計		
懲戒	戒告	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	0	1	0	1	0	0	2	0	

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	1	1

(注)1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものである。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議である。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、職員からの任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出や相談の処理を行う。

令和3年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・パワハラ・いじめ	その他	合計
相談	0	0	1	0	0	0	1	2
処理	0	0	1	0	0	0	1	2

第7 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和3年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

団 体 名	変更登録年月日	変 更 内 容
自治労堺市職員労働組合	令和3年4月13日	役員名簿の変更
日教組堺教職員組合	令和3年6月18日	役員名簿の変更
堺市教職員組合	令和3年8月10日	役員名簿の変更
堺市職員組合	令和3年10月26日	役員名簿の変更
堺市市民職員組合	令和3年10月26日	役員名簿の変更
堺市税務職員組合	令和3年10月26日	役員名簿の変更
堺市建設合同職員組合	令和3年10月26日	役員名簿の変更
堺市福祉衛生職員組合	令和3年10月26日	役員名簿の変更
堺市保育所職員組合	令和3年10月26日	役員名簿の変更
育友会職員組合	令和3年10月26日	役員名簿の変更
堺市福祉事務所非常勤職員組合	令和3年11月8日	役員名簿の変更
堺市認定調査員職員組合	令和3年11月8日	役員名簿の変更

第8 労働基準監督機関としての職権行使等

労働者の労働条件を保護するため、労働基準法及び労働安全衛生法において、労働基準監督機関が職権を行使することとされ、通常、都道府県労働局等がこれにあっている。

一方、地方公共団体の職員に関しては、地方公務員法による特例が適用され、労働基準法別表第一第11号及び第12号に掲げる事業、並びに同表の各号に該当しない事業に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が労働基準監督機関としての職権を行使することとされ、本委員会では委員長職にある委員にこの権限を委任している。

1 労働基準法の号別区分

本委員会では、本市の事業又は事務所が労働基準法別表第一各号のいずれに該当するかを、大阪労働局と協議して決定している。この決定に基づく区分は、以下のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

所管	号別	部 局	事業又は事務所の名称
大阪労働局・労働基準監督署	一号	教育委員会	学校附設給食調理場
		上下水道局	上下水道局本庁、水運用管理課、三宝水再生センター
	五号	産業振興局	港湾事務所
	八号	産業振興局	青果地方卸売市場
		建設局	泉ヶ丘公園事務所分室（霊園・霊堂）
	十三号	総務局	職員健康管理室
		健康福祉局	健康医療推進課、精神保健課、こころの健康センター、保健医療課、感染症対策課、食品衛生課、動物指導センター、環境薬務課、生活衛生センター、衛生研究所
		子ども青少年局	子ども相談所一時保護所
		区役所	保健センター(8)
	十五号	環境局	クリーンセンター（管理課、東工場、浄化ステーション、環境事業所）
健康福祉局		斎場	
人事委員会の委任を受けた委員	十二号	市民人権局	公民館（6）
		文化観光局	堺市博物館
		子ども青少年局	こども園(17)
	教育委員会	教育センター、美原こども館、中央図書館総務課、図書館(6)、幼稚園(8)、小学校(92)、中学校（夜間学級を含む。）(43)、高等学校(2)、支援学校(3)	
	別表第一	市長事務部局 教育委員会、行政委員会、議会事務局	本庁（堺区を含む、号別を別途指定しているものを除く。）
		市長公室	東京事務所

（単純労働職員を除く。）	各号に該当しないもの	総務局	総務サービス課
		財政局	市税事務所
		市民人権局	消費生活センター、男女共同参画センター
		健康福祉局	障害者更生相談所
		子ども青少年局	子ども相談所（一時保護所を除く。）
		建築都市局	高規格堤防推進室
		建設局	地域整備事務所(3)、公園事務所(4)、自転車対策事務所
		区役所	区役所（堺区及び号別を別途指定しているものを除く。）(6)、市民センター(2)
		消防局	消防本部、救急ワークステーション、消防署(10)、出張所(9)

※ 人事委員会の委任を受けた委員が所管する事業又は事務所の単純労働職員については、大阪労働局・労働基準監督署が職権を行使する。

※ 表中の()内の数字は、該当する事業又は事務所の数

※ この表に記載がない事業又は事務所は、本市の機構上の上位組織等に含まれる。

2 職権行使状況

令和3年度に、本委員会が労働基準監督機関として職権を行使した事項は、以下のとおりである。

事 項	件 数	関係法令
安全衛生管理者等選任報告の受理	25	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生法施行令第4条 労働安全衛生規則第7条 等
特定機械等の各種報告の受理	3	労働安全衛生法第41条 ゴンドラ安全規則第27条 労働安全衛生規則第86条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条
解雇予告除外認定	2	労働基準法第19、20条 労働基準法施行規則第7条
労働者死傷病報告の受理	16	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条
時間外労働・休日労働に関する協定届の受理	174	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第16、17、18条
定期健康診断等結果報告書の受理	9	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条 労働安全衛生規則第44条 等
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告の受理	3	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9 等

第9 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

令和3年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則等は、次のとおりである。

番 号	公 布 年 月 日 施 行 年 月 日	名 称	制定改廃
令和3年第4号	令和3年4月16日 令和3年4月1日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和3年第5号	令和3年4月23日 令和3年4月1日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和3年第6号	令和3年9月3日 令和3年9月3日	勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則	一部改正
令和3年第7号	令和3年10月1日 令和3年10月11日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和3年第8号	令和3年12月10日 令和3年12月13日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和4年第1号	令和4年1月21日 令和4年1月21日	堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和4年第2号	令和4年1月21日 令和4年1月21日	堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和4年第3号	令和4年3月29日 令和4年4月1日	堺市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正